6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : FUJISAWA Wataru, Executive Chief of Contract Administration, Kagoshima University

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Electrical work involving new building work and renovation of connection sections between service corridors and utility tunnels as part of the infrastructure and environmental improvement of Kagoshima University Sakuragaoka Campus

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00, 1 December 2025

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00, 26 January, 2026 (tenders submitted by mail : 12 : 00, 26 January 2026)

⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Section, Planning Division, Facilities Department, National University Corporation Kagoshima University, Korimoto 1―21―24, Kagoshima-shi 890―8580 Japan. TEL 099―285―7217

○第４号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鹿児島大学（桜ヶ丘）基幹・環境整備（エネルギーセンター新営等）機械設備工事

⑶　工事場所　鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番１号（鹿児島大学構内）

⑷　工事内容　本工事は、鹿児島大学桜ヶ丘団地における基幹・環境整備（エネルギーセンター）（鉄筋コンクリート造、地上２階、延床面積2,315㎡）の新営及び設備廊下・共同溝との接続部改修に伴う機械設備工事を行うものである。

なお、本工事に関連する建築及び電気設備工事については別途発注される予定である。

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和８年７月１日から令和10年１月31日まで。(余裕期間：契約締結日の翌日から令和８年６月30日まで。)

⑹　使用する主要な資機材　ターボ冷凍機及び冷却塔（冷凍能力350ＵＳＲＴ）２台、ガス炊き吸収式冷温水発生機及び冷却塔（冷凍能力350ＵＳＲＴ）２台、空気熱源ヒートポンプチラー（冷凍能力200kW×６基）２組、蒸気ボイラー（ガス・重油切替式　能力2,000kg／ｈ）４台、中央監視装置一式

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下､「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

⑻　本工事は、競争参加申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札により行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難いものは、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は次に掲げる条件 を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から、共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第２条及び同第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し､「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算出した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑷　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した機械設備（熱源設備１台当たり300ＲＴ以上含む）の新営又は更新工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の代表者以外の構成員については、平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した機械設備の新営又は改修工事を施工した実績を有すること。)ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は､施工能力が最大で､かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した機械設備（熱源設備１台当たり300ＲＴ以上含む）の新営又は更新工事を施工した経験を有すること。(共同企業体の代表者以外の構成員については、平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した機械設備の新営又は改修工事を施工した経験を有すること。)(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照)。)。